

重 要 事 項 説 明 書
（ 介 護 予 防 支 援 ）
（ 居 宅 介 護 支 援 ）

マザーレイク居宅介護支援事業所

1 運営方針

- ① マザーレイク居宅介護支援事業所は、高齢者が要支援・要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② ご本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画に位置づけた事業者の選定理由も同時に説明するよう配慮します。

2 目的

マザーレイク居宅介護支援事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員がご本人の状況に応じて適切な居宅介護支援を提供することを目的とします

3 マザーレイク居宅介護支援事業所の概要

事業所名：マザーレイク居宅介護支援事業所

所在地：草津市笠山5丁目3-66 電話：077-561-5135

事業所番号：2570600292

4 職員勤務体制

2026年 4月1日現在

	人数	勤務形態	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	常勤兼務	事業所の管理、運営
介護支援専門員	4名 以上	常勤専従及び 非常勤専従	介護予防支援業務 居宅介護支援業務

※管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、法令を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。

5 サービス提供時間

営業日：平日（月曜～金曜）の毎日。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）をのぞく。※電話等により24時間連絡可能な体制をとります。

営業時間：9：00～17：00

営業時間外は携帯（090-5010-4381）に連絡をお願いします。

6 利用料金

(1) 利用料

要支援又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。料金表については、別紙参照して下さい。

(2) 介護保険報酬の引き上げ等の料金

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご本人の負担額を変更します。

(3) 解約料

お客様は7日間以上の予告期間をもって契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

(4) その他の料金

通常の事業実施地域、介護予防支援（玉川地域包括支援センターの担当区域）及び居宅介護支援（大津市・草津市）を越えて行う場合、交通費実費をいただきます。また自動車利用の場合、下記の料金をいただきます。

通常の実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき100円を徴収します。

7 提供する内容と提供方法

(1) 居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整

ご本人及びご家族と共に必要な援助を考え、サービス事業所を選定します。

その際には公正中立の立場で複数の事業所を紹介しご本人及びご家族に選んでいただけるよう説明します。その後、関係者間でサービス担当者会議を開催し、サービス計画を作成します。

サービス実施後も必要に応じて話し合いや見直しを行いながら、サービス事業所間と連携を図ります。

(2) サービスの実施状況及び課題の把握

介護予防支援では、アセスメント時、サービス評価期間終了月及びその間の3か月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し面接を行います。

居宅介護支援では、利用者の訪問頻度は最低1か月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行います。(モニタリング)

(3) 給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際に受けられる範囲やサービスの種類などについて調整を行います。また、サービス計画通りの提供であったか確認し給付管理を行います。

(4) 要介護認定の協力、援助

ご本人が要介護認定の変更や、更新認定を受けるにあたり申請を代行するなどその他必要な援助を行います。

(5) 相談対応

介護保険関連以外にも施設入所等介護に関する相談をお受けします。

8 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たご本人及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、あらかじめ文書によりご本人及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご本人またはその家族の個人情報を用いませぬ。

9 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の介護予防支援及び居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。

担当：三和 宏好 電話：077-561-5135 (9:00～17:00)

それ以外にも、下記の相談窓口があります。

保険者である市町村や滋賀県国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口

滋賀県国民健康保険団体連合会；077-510-6605

草津市介護保険課；077-561-2369

(9:00～16:45)

大津市介護保険課；077-528-2753

(9:00～17:00)

10 法令遵守

当事業所の事業運営にあたり関係法令、諸規定の遵守及び社会倫理に基づくルール・マナーを守り社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めることとします

11 第三者評価の実施状況；無

1 2 賠償責任

指定介護予防支援及び指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由によりご本人の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

1 3 緊急時の対応

指定介護予防支援及び指定居宅介護支援事業の提供時にご本人の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

1 4 事故発生時の対応について

事業者はご本人に対する指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合速やかに市町村、ご本人の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

二 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。(契約の完結から5年間保管)

1 5 事業者からの契約解除

利用者及びその家族が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、事業者から改めるよう求めた場合1か月の期間を定め、改善の申し入れを行っても、その改善がみられなかった場合には、事業者は理由を示した文書で通知することで、直ちに本契約を解除します。

サービス従事者に対する不信行為に該当する具体例

- ① パワーハラスメント行為（暴力・暴言・誹謗中傷など）
- ② セクシャルハラスメント行為
- ③ 個人情報漏洩に該当するような行為（無断で従事者の写真や動画の撮影や録音する（写真や動画をインターネットなどに掲載する））
- ④ ストーカー行為に該当するような行為
- ⑤ その他、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背任行為を行った場合

1 6 人権の擁護・虐待の防止

事業者は、ご本人の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、居宅介護支援専門員等に対し、研修の機会を確保致します。

(虐待防止に関する責任者) 管理者 三和 宏好

1 7 非常災害対策

事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携および、協力することができる体制を構築するよう努めます。

1 8 暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他介護支援専門員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であってはならないこと、またその運営について暴力団員の支配を受けていないことをお約束します。

令和 年 月 日

利用者に対して重要事項説明書に基づいて、介護予防支援サービス・居宅介護支援サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

事業所

所在地：草津市笠山5丁目3-66

名称：マザーレイク居宅介護支援事業所

管理者： 三和 宏好 印

説明者： 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護予防支援サービス・居宅介護支援サービスの内容及び重要事項の説明を事業者より受けました。同意します。

ご本人

住所：

氏名： 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護予防支援サービス・居宅介護支援サービスの内容及び重要事項の説明を利用者に代わり、事業者より受けました。同意します。

代理人（選任した場合）

住所

氏名： 印

料金表（目安）

要介護または、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。全額給付されている内容は下記の通りです。「5級地：10.70円」

(2026年4月1日)

要支援1・2認定	5,050円(472単位/月)
要介護1・2認定	11,620円(1,086単位)/月
要介護3・4・5認定	15,097円(1,411単位)/月
初回加算	初回(新規に介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画を算定) 要支援から要介護状態に変更認定を受けた場合 要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合 居宅介護支援で退院時情報共有のカンファレンスが行われなかった場合 過去2か月間サービス提供が無かった場合 3,210円(300単位/月)

(要介護認定のみ)

入院時情報提供連携加算Ⅰ 入院時情報提供連携加算Ⅱ	入院時病院との連携を図り情報を共有する評価 Ⅰ)入院した日のうちに、病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 (※1入院日以前の情報提供を含む ※2営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む) (利用者1人つき1月に1回を限度) 2,675円(250単位)/月 Ⅱ)入院した日の翌日又は翌々日に、病院または診療所の職員に必要な情報提供を行った場合 (※営業時間終了後に入院した場合は、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は翌日を含む) (利用者1人つき1月に1回を限度) 2,140円(200単位)/月
退院・退所加算	退院・退所する時に連携を取り情報を共有する評価 (入院等期間中に担当医や職員と面談を行い、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合) Ⅰイ)必要な情報提供をカンファレンス以外から1回受けた場合 4,815円(450単位/月) Ⅱイ)必要な情報提供をカンファレンス以外から2回受けた場合 6,420円(600単位/月) Ⅰロ)必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けた場合 6,420円(600単位/月)

	<p>月) II ロ) 必要な情報提供を2回以上受け、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合 8,025円(750単位/月)</p> <p>月) III) 必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスに受けた場合 9,630円(900単位/月)</p>
緊急時等居宅カンファレンス加算	<p>病院又は診療所の求めにより共同で訪問した場合 (利用者に1人に月2回を限度) 2,140円(200単位/月)</p>
通院時情報連携加算	<p>医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師などから必要な情報の提供を受け、医療と介護の連携を強化する体制を評価(医師又は歯科医師と情報共有したうえで居宅サービス計画に記録した場合、利用者1名につき1月1回が限度) 535円(50単位)/月</p>
ターミナルケアマネジメント加算	<p>在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握した上で、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上、利用者またはその家族の同意を得て、居宅を訪問して主治の医師等や居宅サービス事業者と連携し、24時間連絡できる体制を確保し支援を行う体制を評価 4,280円(400単位)/月</p>
特定事業所医療介護連携加算	<p>医療と連携が強化できる体制を整備している評価 (病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携(35回以上/年)・ターミナルケアマネジメント加算(15回以上/前々年度3月～前年度2月)・特定事業所加算(I)～(III)を算定している場合) 1,337円(125単位)/月</p>
<p>特定事業所加算 ※加算算定要件につきましては別紙にて説明</p>	<p>専門性の高い人材の確保及び質の高いケアマネジメントを実施している評価 特定事業所加算(I) 5,553円(519単位)/月 特定事業所加算(II) 4,504円(421単位)/月</p>

※病院などに入院された際には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院へお伝えくださるようお願いいたします。

(病院などと情報を共有し医療と連携ができる体制を整備してご本人の支援を実施いたします。)